

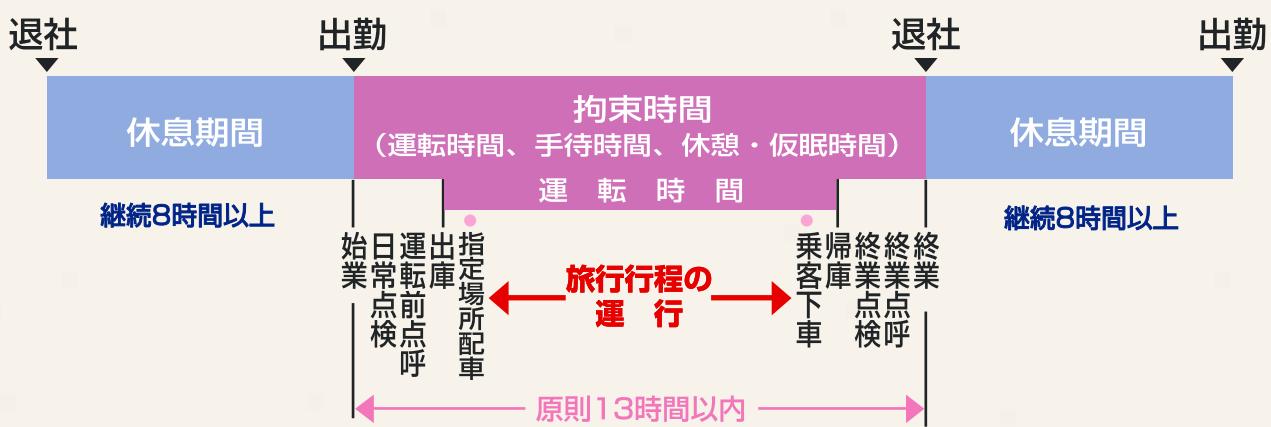


安心・安全のために……その②

1日の拘束時間は原則13時間以内、運転時間は2日を平均して1日当たり9時間以内で。

拘束時間とは…
出発から到着までの時間だと
思っていませんか？

バス運転者の勤務時間については、過労防止のために拘束時間、運転時間等が決められています。これは、国土交通省の「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(勤務時間等基準告示)に定められています。



■運転時間

- 1日9時間以内(2日を平均して)
- 連続運転時間は、4時間以内です。

・運転開始後4時間以内又は4時間経過後に30分以上の休憩をしなければなりません。
ただし、4時間以内に休憩する場合は1回を10分以上にし、分割することができます。



**席の移動が
自由にできると思って
いませんか？**

安心のシートベルト、 安全のバス旅行。

道路交通法が改正され、お客様の席もシートベルトの着用が義務化されました。

バスガイドは、業務上、席を立ったり移動することがあります。安全のため、着席して案内をさせて頂く場合もありますので、予めご了承願います。

※道路交通法第71条の3第2項

自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。

